

○居宅介護サービス費

基本部分		注 基礎研修 課程修了 者等により 行われる 場合	注 重度訪問介護 研修修了者に よる場合	注 2人の居宅 介護従業者 による場合	注 夜間もしくは早 朝の場合 又は深夜の場 合	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 喀痰吸引等 支援体制加 算							
イ 居宅にお ける身体介 護	(1) 30分未満 (245単位) (2) 30分以上1時間未満 (388単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (564単位) (4) 1時間30分以上2時間未満 (644単位) (5) 2時間以上2時間30分未満 (724単位) (6) 2時間30分以上3時間未満 (804単位) (7) 3時間以上 (884単位に30分を増すごとに+80単位)	× 70/100	1時間未満 (183単位) 1時間以上1時間30分未満 (273単位) 1時間30分以上2時間未満 (364単位) 2時間以上2時間30分未満 (455単位) ※3時間以上 (629単位に30分を増すごとに+83単位)	× 200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所加算(Ⅳ) +5/100	+15/100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算							
ロ 通院等 介助(身体 介護を伴う 場合)	(1) 30分未満 (245単位) (2) 30分以上1時間未満 (388単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (564単位) (4) 1時間30分以上2時間未満 (644単位) (5) 2時間以上2時間30分未満 (724単位) (6) 2時間30分以上3時間未満 (804単位) (7) 3時間以上 (884単位に30分を増すごとに+80単位)		2時間以上2時間30分未満 (546単位)													
ハ 家事援 助	(1) 30分未満 (101単位) (2) 30分以上45分未満 (146単位) (3) 45分以上1時間未満 (189単位) (4) 1時間以上1時間15分未満 (229単位) (5) 1時間15分以上1時間30分未満 (264単位) (6) 1時間30分以上 (298単位に15分を増すごとに+34単位)		× 90/100							× 90/100						
ニ 通院等 介助(身体 介護を伴わ ない場合)	(1) 30分未満 (101単位) (2) 30分以上1時間未満 (189単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (264単位) (4) 1時間30分以上 (331単位に30分を増すごとに+67単位)															
ホ 通院等乗降介助	(97単位)															
初回加算	(1月につき200単位を加算)															
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)															
福祉専門職員等連携加算(90日の間、3回を限度)	(1回につき564単位を加算)															
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×303/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×221/1000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×123/1000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可													
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×41/1000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可													